

令4福情答申第5号

令和4年9月30日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信 様

(教育委員会教育支援部課長 (学校等感染症対策担当))

福岡市情報公開審査会

会長 作間 功

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例 (平成14年福岡市条例第3号) 第20条第1項の規定に基づき、令和3年11月8日付け教感対第25号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「特定高等学校における令和2年度学校サポーター会議の議事録」に係る非公開決定処分の件

答 申

第1 審査会の結論

「特定高等学校における令和2年度学校サポーター会議の議事録」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和3年8月5日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和3年7月28日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 令和3年8月5日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和3年10月22日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、条例第19条の2第1項により実施機関に対して本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論意見書において、概ね次のように主張している。

(1) 審査請求書における主張

まず、公文書非公開決定通知書における公開請求に係る公文書の名称又は内容の記載について、特定高校学校の学校名の記載がないのは分かりづらい。

令和2年度学校サポーター会議実施報告書には、傍聴した人数が19人と記載されており、かなり大きな会議に思える。

傍聴したくても都合でできなかった人もいるかもしれないし、大きな会議は法律で議事録をつけるようになっていたのではないかと思う。議事録を作成していないのは違法ではないのか。録音はないのか。

(2) 反論意見書における主張

特定高等学校における令和2年度学校サポーター会議は、傍聴人までいる正式な会議である。

この場合、議事録はあるはずである。

議事録の内容は、学校側の学校経営方針等の説明、委員名、意見なしなどでもいいのではないか。

ぜひ学校側の経営方針が知りたい。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨及びその理由

特定高等学校における令和2年度学校のサポーター会議については、令和2年7月29日に開催され、学校側から学校経営方針等について説明を行ったが、当該説明に対して委員からの意見はなく、また、委員側から学校に対する意見や提言もなかったことから、学校側からの説明のみであるとして議事録は作成していないものである。

そのため、本件における公文書公開請求に当たり、当該請求に係る公文書を保有していないとして非公開決定した処分は、妥当なものであると考える。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

本件審査請求における審査請求人及び実施機関の主張から判断すると、審査請求人が公開を求める文書は、特定高等学校における令和2年度の学校サポーター

会議の議事録と認められる。

2 本件対象文書の存否について

実施機関によれば、特定高等学校における令和2年度の学校サポーター会議では、学校側からの学校経営方針等の説明に対する意見や、学校に対する意見・提言もなく、学校側からの説明のみであったことから、議事録は作成されていないとのことであった。

当審査会において確認したところ、学校サポーター会議の設置及び運営に関する要綱第2条によれば、同会議は、学校の教育情報等の提供を受け、学校の当面する課題解決に向けた助言や地域の教育力の活用、学校施設の地域開放などについての意見など、校長が行う学校運営に協力・支援を行うことを趣旨として設置されたものであることが認められる。また、同要綱第8条第2項において、同会議は原則として公開するものとされ、同条第3項において、保護者や地域住民に対し、同会議の活動状況等の広報に努めるものとされているものの、議事録の作成を義務付ける規定は認められない。

さらに、実施機関に確認したところ、学校サポーター会議は、上記のとおり学校と地域との情報共有や協力関係の構築を目的として設置されているものであり、同会議において何らかの意思決定を行うものではなく、必ずしも議事録を作成しなくとも事務の遂行において支障が生じるものではないとのことであった。

そこで検討するに、本件対象文書を実施機関が保有していないという実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、またそのような文書を所持していることをうかがわせるような事情も認められない。

よって、実施機関が本件対象文書の不存在を理由に行った本件決定は妥当と判断する。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年11月8日	実施機関からの諮問
令和3年12月13日	実施機関の弁明意見書を収受
令和4年1月11日	審査請求人の反論意見書を収受
令和4年6月24日（第1部会）	審議
令和4年7月25日（第1部会）	実施機関の口頭意見陳述・審議
令和4年8月24日（第1部会）	審議
令和4年9月12日（第1部会）	審議

第6 答申に関与した委員

作間功、五十川直行、大神朋子、大脇成昭